

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の一部改正  
に伴う動物愛護管理法の改正について

(1) 条項ズレに伴うハネ改正

今般の改正により、法第 57 条の 2 を各号列記することになった。

⇒動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 6 号中「第五十七条の二」を「第五十七条の二第一号」に改正

(2) 第一種動物取扱業の登録の登録拒否要件の追加

○第 21 条第 6 項

登録に係る国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。

○第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 1 号～第 5 号 (略)

第 6 号 第 21 条、第 22 条第 1 項・・・までの規定に違反した者

⇒ 登録等がなされた個体等のすり替え等による不正な譲渡し等の防止を目的として、今般の改正により登録等に係る個体等を取り扱う者に対する個体識別措置の識別義務（第 21 条第 6 項）が新設されたもの。

当該義務違反行為は個体等の不正な譲渡し等を惹起するものであるとともに、実際に罰則が課された者については、悪質性が高く、動物愛護管理法違反である不適正な動物の取扱いを行う蓋然性が高いと考えられることから、動物愛護管理法の第一種動物取扱業の登録の登録拒否要件に追加。

(3) 施行期日

平成 30 年 6 月 1 日 (改正法施行日)

○ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときはその登録を拒否しなければならない。

一〇五 （略）

六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二第一号（同法第十二条第一項）（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。（以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときはその登録を拒否しなければならない。

一〇五 （略）

六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（同法第十二条第一項）（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。（以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）

同じ。) 若しくは第二号 (同法第十七条 (希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) 以下同じ。) 、第六十三条第六号 (同法第二十一条第一項 (国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) 、第二項 (国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) ) 第三項 (国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) 又は第六項 (国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) 以下同じ。) 若しくは第六十五条第一項 (同法第五十七条规定の二第一号、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。) の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第八十四条第一項第五号 (同法第二十条第一項 (譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) 、第二十三条 (加工品又は卵に係る部分を除く。) 、第二十六条第六項 (譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) 又は第二十七条 (譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) に係る部分に限る。) 以下同じ。) 、第八十六条第一号 (同法第二十四条第七項に係る部分に限る。) 以下同じ。) 若しくは第八十八条 (同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。) の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成十六年法律第七十八号) 第三十二条第一号 (特定外来生物である動物に係る部分に限る。) 以下同じ。) 若しくは第四号 (特定外来生物である動物に係る部分に限る。) 以下同じ。) 、第三十三条第一号 (同法一号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) 以下同じ。) 若しくは第三十一条 (同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。) の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。））、第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第三項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獸の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。））、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第四号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2

七

(略)

2

七

(略)